

緊急の連絡や災害のとき

SOSメール110番

聴覚や音声・言語機能などに障がいがある方が事件や事故にあった際に、携帯電話やパソコンからのメールにより福島県警察本部へ通報できる制度です。

○メールアドレス（通報先）

fp-sos. mail-110@aqua.ocn.ne.jp

○メール内容

次の内容を送信してください。

- ①事件・事故の別を件名に（交通事故、ひったくり、チカンなど）
- ②場所（住所を市町村名から、また、近くの目標となる建物なども）
- ③発生の日時（何時何分頃、何分前）
- ④犯人や車などについて（犯人の人相、服装、車の種類、ナンバーなど）
- ⑤通報者の住所、氏名、年齢、性別

○メールの返信確認

警察本部では事件・事故に関するメールを受信した際には、必ず返信メールを送信します。その際、詳しい場所などをお尋ねすることもありますので、再度メールを送信していただく場合があります。

警察から返信がない場合は、メールが届いていない可能性がありますので、再度送信するか、近くの方に依頼して110番通報してもらってください。

メールの送達時間は、一般のメールと同様、通信状態によっては、着信までに時間がかかることがあります。

お問い合わせは、もよりの警察署、交番、駐在所へ

ファックス110番

聴覚や音声・言語機能などに障がいがある方が事件や事故にあった際に、ファクシミリを利用して福島県警察本部へ通報できる制度です。

○ファクシミリ番号（通報先）……………（024-521-5110）

お問い合わせは、もよりの警察署、交番、駐在所へ

FAX119

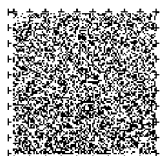
音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能等に障がいのある方が、緊急時にファクシミリを利用して、いわき市消防本部（火災、救急、救助）へ通報できるシステムです。

○FAX番号（通報先）……………（119）

お問い合わせは、消防本部指令課へ

TEL：0246-22-0123 FAX：0246-23-9704

電子メール：shobo-shirei@city.iwaki.lg.jp



Net 119 緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能等に障がいのある方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、簡単な操作で119番通報を行うことができるシステムです。

- 利用対象者**：いわき市に居住または通勤、通学している方で、聴覚・言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方
- 利用可能端末**：インターネット接続及び位置情報の取得、電子メールの利用が可能な携帯電話等（一部利用できない端末があります。）
- 利用料**：システムの利用料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- その他**：このシステムをご利用いただくには、事前登録が必要となりますので、下記までご連絡下さい。

お問い合わせは、消防本部指令課へ

TEL：0246-22-0123 FAX：0246-23-9704

電子メール：shobo-shirei@city.iwaki.lg.jp

Live119 映像通報システム

Live119は、119番通報を受けた、いわき市消防本部の通信指令室で、災害現場の状況を映像で確認できるシステムで、災害発生場所の特定や、火災、交通事故等の状況がリアルタイムに把握できます。また、通報者に対しては、送られてきた映像を見ながら応急手当のアドバイスをしたり、心肺蘇生法などのやり方がわかる動画を送信することも可能です。

なお、Live119は、通信指令員が通報内容から「必要」と判断した場合に、通報者に協力を依頼し、使用します。

- 対象者**：119番通報者
- 利用可能端末**：インターネット接続及び位置情報の取得、SMSの利用が可能なスマートフォン（一部利用できない端末があります。）
- 利用料**：データ通信料のみ（通報者負担となります。）
- その他**：このシステムをご利用いただくにあたり、事前登録は必要ありません。

お問い合わせは、消防本部指令課へ

TEL：0246-22-0123 FAX：0246-23-9704

電子メール：shobo-shirei@city.iwaki.lg.jp

防災ラジオ

国から発信されるJアラートや、いわき市から発信される避難情報などの緊急放送を自動的に受信し、電源のオン・オフに関わらず緊急割り込み放送を聞くことができます。

また、自動録音機能が備わっているため聞き逃しを防ぐことができるなど、災害時の情報収集に役立ちます。

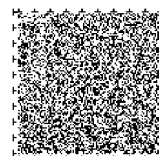
利用できる方の要件等、詳しくは、37～40ページの『日常生活用具』の項目をご覧ください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

安心サポートカード

災害が発生したときや体調が思わしくない時など、支援が必要となった場合に備えて、緊急時に重要な情報(名前、住所、血液型、緊急連絡先等)を記載したものを手元に携帯しておくことで便利です。

92～93ページに記載する項目の例と安心サポートカードの様式があるので、必要に応じてご活用ください。



聴覚障がい者緊急連絡事業

聴覚障がい者等の緊急連絡に対応するため、次の場所にファクシミリを設置しています。

○ファクシミリ番号(緊急連絡先)

障がい福祉課	(0 2 4 6- 22 - 3 1 8 3)
平地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 21 - 0 6 9 6)
小名浜地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 92 - 4 5 3 1)
勿来・田人地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 62 - 2 1 5 4)
常磐・遠野地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 43 - 2 2 0 5)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 27 - 8 6 4 0)
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 32 - 2 2 5 8)
小川・川前地区保健福祉センター	(0 2 4 6- 83 - 1 3 2 9)

緊急通報システム

緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急事態が発生したときの連絡手段を確保します。

緊急ボタンを押すと、受信センターにつながり、近隣の協力者が安否確認を行います。

○利用できる方

- ・ひとり暮らしで重度の身体障がいがある方
- ・おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- ・おおむね65歳以上の方のみの世帯（またはこれに準ずる世帯）の方
- ・上記に準ずる方

○利用方法 地区保健福祉センターへ申請書を提出

○利用料 世帯の生計中心者の所得税の課税状況に応じ、自己負担が必要な場合があります。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

重度身体障害者福祉電話の貸与

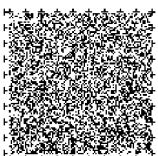
外出の困難な在宅の重度身体障がい者の方、または聴覚や音声・言語機能などに障がいがある方に、コミュニケーションや緊急連絡などのため電話またはファクシミリを貸与します。

○貸与の範囲 電話またはファクシミリを持っていない世帯で、所得税が非課税の世帯

○助成の範囲

- ・電話……………無料貸与
- ・ファクシミリ……………日常生活用具（37~40ページ）の給付に基づきます。
- ・料金……………基本料金+通話料630円まで（月額）
※ 630円を超える通話料は、借受者の負担となります。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ



避難行動要支援者避難支援制度

在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域の避難支援等関係者に提供しています。

○対象となる方

在宅で生活する次の①～⑥のいずれかに該当する方で、災害が発生した場合に自力での移動や情報の収集が難しく、避難するにあたって特に支援を必要とする方です。

- ①介護保険法における要介護度3から5の認定を受けた方
- ②身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ③療育手帳Aをお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤指定難病医療費受給者証をお持ちの方のうち医療処置を受けている方
- ⑥上記①～⑤に該当しない方で災害時の避難に支援が必要な方

○申請窓口 各地区保健福祉センター

または遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所

※ 申請の際は、普段の見守りや災害発生時に情報の伝達等の支援をしていただく「避難支援者」の選定を可能な限りお願いします。なお、支援者がいない場合であっても、申請は可能です。

**お問い合わせは、各地区保健福祉センター
または遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所へ**

救急医療情報キット配布

かかりつけの医療機関等の情報を記入した用紙などを保管容器に入れ、自宅の冷蔵庫等に備えることで、万一の緊急時に、救急救命処置等に役立てられるようにするものです。

○対象者となる方

避難行動要支援者名簿に登録されている方

○配布方法

避難行動要支援者登録時にキットを配布します。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

